

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

- 第 1 条 当社は、アシードホールディングス株式会社と称する。
英文では、A S E E D H O L D I N G S C O . , L T D . と表示する。

(目 的)

- 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
- (1) 各種事業を営む会社の株式を取得、所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理。
 - (2) 各種企業に対する経営指導及び経理、人事給与計算等の管理業務受託。
 - (3) 特許権、商標権、実用新案権、意匠権及び著作権の取得、貸与並びに売買。
 - (4) 金銭の貸付、その代理及び貸借の媒介並びに保証。
 - (5) 不動産の管理・貸与・売買並びに斡旋及び有価証券の取得。
 - (6) 自動販売機並びに関連機器に関わるシステム設計、企画、コンサルティング業務、製作・販売、仲介・斡旋等。
 - (7) 前各号に付帯する一切の業務。

(本店の所在地)

- 第 3 条 当社は、本店を福山市に置く。

(公告の方法)

- 第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。
- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

- 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、44,000,000株とする。

(自己の株式の買受け)

第 6 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の買増し請求)

第 8 条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第 9 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必

要がある場合に招集する。

(基準日)

第 1 3 条 当会社の定時株主総会における議決権の基準日は毎年 3 月 3 1 日とする。

(招集権者および議長)

第 1 4 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 1 5 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 3 0 9 条第 2 項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第 1 6 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 1 7 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は10名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議により取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および専務取締役専務執行役員、常務取締役常務執行役員各若干名を選任することができる。

(顧問、相談役および支配人)

第24条 取締役会は、その決議により顧問、相談役および支配人を置くことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が召集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第29条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役会の議事録)

第 3 1 条 取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第 3 2 条 取締役の報酬等は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第 3 3 条 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 3 4 条 当社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第 3 5 条 監査等委員会は、各監査等委員が招集することができる。

2 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 3 6 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第 3 7 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

(監査等委員会の議事録)

第 3 8 条 監査等委員会における議事の経過の要領および結果ならびにその他

法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名する。

第 6 章 会計監査人

（会計監査人の設置）

第 39 条 当社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第 40 条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 41 条 会計監査人の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

（事業年度）

第 43 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（剰余金の配当等）

第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

- 2 当社は、毎年 3 月 31 日または 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。
- 3 当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(配当金の除斥期間)

第 4 5 条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

以上

(令和 4 年 6 月 2 2 日改訂)

附則

第 1 条 第 5 条の変更の効力発生日は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日とする。

第 2 条 第 4 3 期定時株主総会終結前の社外監査役の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 4 3 条の定めるところによる。